

## 福山市介護予防ケアマネジメント支援システム導入事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の第45条第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）において、その作成を、情報通信ネットワークを利用して提供される人工知能（AI）等の技術を活用して支援するシステム（以下「システム」という。）を導入することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本事業は、法第115条の第46条第1項に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）において、システムを活用することにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- (1) 高齢者の心身の状況や生活上の課題を的確に分析把握することで、自立支援（高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むこと）に資する質の高い介護予防ケアマネジメントを促進すること。
- (2) センター職員の介護予防ケアマネジメントに係る負担を軽減すること。

### (対象)

第3条 本事業の対象となるセンターは、システムの利用を希望するセンターから、市が予算の範囲内において選定する。

### (実施方法)

第4条 市は、システムを提供する事業者から契約により取得したシステムの利用権限を、前条の規定により選定されたセンターに対して付与するものとする。

2 前項の事業者は、自立支援の趣旨に適合し、システムの操作のサポート、介護予防ケアマネジメントに係る研修及びデータ分析等を実施する者から、市が選定するものとする。

### (費用の負担)

第5条 システムの利用料及び利用権限の取得に係る費用は、市が負担する。

2 センターにおけるインターネット接続環境の整備、端末の購入及び維持管理に要する費用については、各センターの負担とする。

### (センターの遵守事項)

第6条 システムの利用権限を付与されたセンターは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高齢者の生活機能の改善可能性を的確に把握し、短期集中予防サービスや、地域のインフォーマルサービスを含めて、適切なサービスの活用に努めること。
- (2) 市が行うシステムの利用状況に関する調査に協力すること。また、システムの利用を通じて蓄積された個人のデータを市が本事業の効果検証及び高齢者施策の立案等のために二次利用することに同意すること。
- (3) システムの利用により得られた個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守し、適正に管理すること。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 センターは、市から付与されたシステムの利用権限を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、センターがこの要綱の規定に違反したとき、又は事業の目的に適さないと認めるときは、システムの利用権限の付与を取り消すことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。